

B班 前文案

北本市は、大宮台地の最高地点に立地し災害の少ない住宅都市として発展してきたまちで、荒川中流域の自然や武蔵野の雑木林など魅力ある自然環境や歴史的な文化遺産が数多く残されています。そして、この魅力ある自然環境や文化遺産は先代より受け継がれた貴重な市の財産であり、将来にわたり次世代に継承していく必要があるものと考えます。そのためには、私たち一人ひとりが、この北本市の自然や歴史を守り伝えるとともに、北本を“ふるさと”とする郷土愛を醸成して、まちづくりに活かしていくことが大切です。

また、現在の北本市を取り巻く情勢は、少子高齢化社会、高度情報化社会の進展、環境問題への対応、地方分権の進展や国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。

このような変革の時代を迎える中、「緑にかこまれた健康な文化都市」を変わることにない市の将来都市像として掲げ、その実現に向け、市民と行政が一体になり、まちづくりを進めてまいりました。

これからも、「緑にかこまれた健康な文化都市」を市の将来都市像とし、私たち市民誰もが、安心して住み、学び、遊び、働き、そして子育てのしやすいまちを築くため、市民、行政が手を携え協働して、取り組んでいくことを宣言するものです。

ここに、私たちは、北本市における自治の基本理念を認識し、市民と市議会及び行政の責務を明らかにして、それぞれの責務が果たされ、さらには、協働することにより、豊かで、幸福に満ちた地域社会を創造することを目指し、この条例を制定します。